

商品・パッケージのデザインの保護（1）

～意匠権～

朝陽特許事務所
所長 砂川恵一

商品やそのパッケージのデザインは、それ自体にも顧客誘引力があります。
模倣された場合に、直接売上に影響があるだけでなく、そのデザインに伴って顧客に蓄積された信用の毀損も招きます。

このデザインをどのように守っていくか、多角的な視点から考えてみましょう。

今回はまず、意匠権による保護について、述べたいと思います。

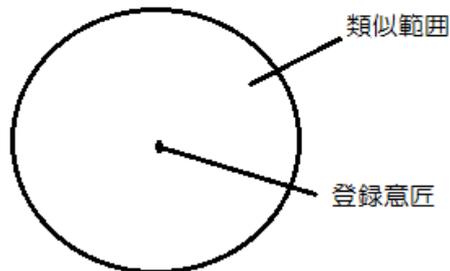
1. 意匠権の範囲

第23条 意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。

意匠権者は「業として」登録意匠と「同一又は類似」の意匠の「実施」をする権利を専有します。

「実施」とは、製造、使用、譲渡等の行為をいいます。

登録意匠と「同一又は類似」の意匠を自ら実施する権利を独占し、登録意匠と「同一又は類似」の意匠の他人の「実施」を排除する効力があります。



意匠登録出願の際に、願書には、「意匠に係る物品」を記載し、意匠の図面を添付しなければなりません。これは、登録後の意匠権の範囲を特定するためのものです。

では、類似の意匠とは、どのように判断するのでしょうか。

意匠は「物品」と「形態」で構成されます。

「物品」とは、有体物たる動産であって、定型性及び取引性を備えたものをいい、「形態」とは、物品の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合等をいいます。

意匠の類似は、この「物品」と「形態」の両面から判断します。

以下の4類型が考えられます。

- (1) 「物品」同一×「形態」同一＝同一
- (2) 「物品」同一・類似×「形態」同一・類似＝類似
- (3) 「物品」非類似×「形態」同一・類似＝非類似
- (4) 「物品」同一・類似×「形態」非類似＝非類似

「物品の類似」は、用途・機能で判断します。

用途・機能が同一ならば物品は同一です。

例えば、赤鉛筆と青鉛筆です。

用途が同一で、機能が異なるならば、物品は類似します。

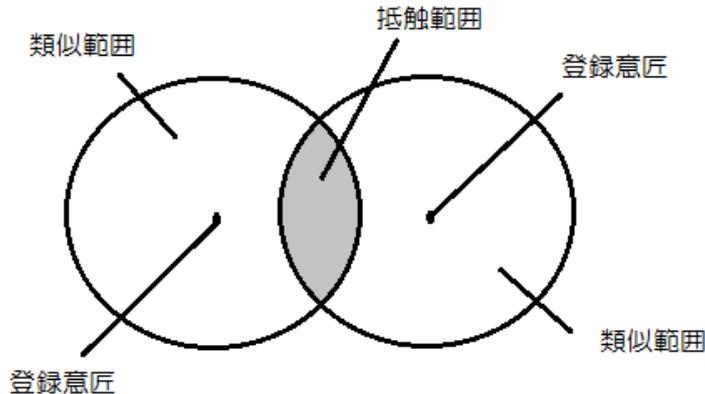
用途が異なり、機能が同一、というのは、同一物品を異なる用法をしていることとなります。

例えば、紙切りハサミと剪定ハサミです。

「形態の類似」とは、物品全体の形態(基本的構成態様)が共通することにより、形状等の形態が近似していることをいいます。

意匠全体とを総合的に観察した場合に、需要者に対して異なる美感を起こさせるならば、形態は非類似です。

なお、意匠権の効力には、類似範囲が含まれますので、権利の抵触が発生することがあります。



この抵触部分については、意匠法 26 条により、出願日付が早い方が優位であり、後願の権利者は、先願の権利者に対しては、権利を主張することができません。

ただし先願の権利者以外の他人に対しては、権利を主張することができます。

意匠権は登録により発生します。

即ち、権利の有無を、裁判等で判断する必要がないということです。

民法 709 条で保護される「権利又は法律上保護される利益」は、裁判で認められまでは、確定されません。

これに対し、意匠権は、登録されたことにより、いわば「事前発生」します。

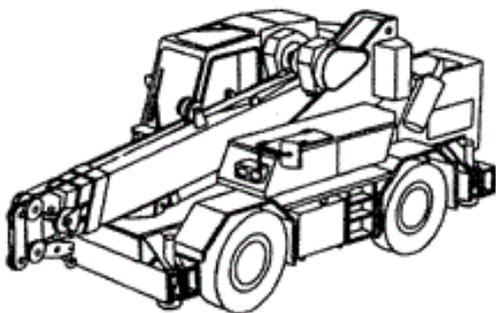
公報で公開されていますので、争いを事前に抑止する効果があります。

2. 意匠権の「直接」侵害の例

原告意匠 図1

神戸製鋼所製 登録意匠第766928号

「自走式クレーン」斜視図



被告意匠 図2

(加藤製作所製)

(イ号意匠)

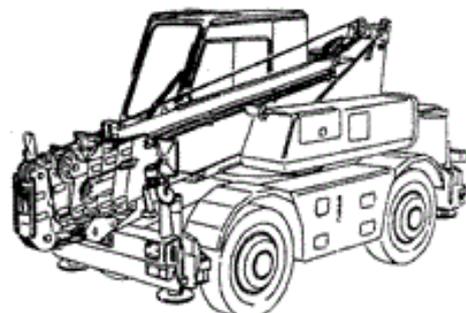


図1の意匠と、図2の意匠には、細部に異なる構造の部分がいくつかあります。

この場合の意匠の類否は、どのように判断されたのでしょうか。

判決では以下のように判断されました。

「イ号意匠は…本件意匠の要部を具備するものであって、両意匠を全体的に観察した場合、看者に共通の美感を与えるものであり、イ号意匠は本件意匠に類似するものと認められる。

本件意匠とイ号意匠との間には…認定の相違点があるが、いずれも本件意匠の要部に関しない部分についてのもの、あるいは細部についてのものであって、右相違点によって、前記共通の美感を凌駕し、

別異の美感をもたらすものとは認められない。」

「物品」が同一なのは明白ですので、「形態」の類否が「意匠」の類否を分けることとなりますが、形態の細部に相違点があっても、「要部」の美感が共通であれば、類似である、とのこと。

では「要部」とは、どの部分をいうのでしょうか。

判決では以下のように述べています。

「自走式クレーンの公知意匠に照らすと、本件意匠のように、収縮状態のブームの基端部がキャビンの側方若干後方位置、エンジンボックスよりも前方斜め上の位置(下部走行体の中央寄りの位置)で、旋回フレームの基台から突設されたブーム支持フレームの上端部に枢着され、ブームが左下がり(前下がりの)状態でキャビンの下方側部を横切り、その先端部が下部走行体の先端より若干突出して下部走行体に近接した位置で終わるように配設した構成は、公知意匠には見られない新規なものと認められる」

「自走式クレーンの用途及び使用態様からして、本件意匠の基本的構成を形成する、キャビン、機器収納ボックス、ブームの各概要的な構成態様や、下部走行体と、キャビン、機器収納ボックス、ブーム相互の配設関係等が、取引者・需要者にとって、購入選択等する場合の重要な要素と考えられる」

まず意匠に、「公知意匠には見られない新規な」創作があること、そして、「自走式クレーンの取引者・需要者」にとって購入選択等する場合の重要な要素であること、が大事なのです。

たぶん一生自走式クレーンを購入しない、普通の人の視点ではなく、「その業界の人」の視点における類否判断が重視されるのです。

意匠の価値は、そのデザインによる顧客吸引力ですから、その商品を購入しない人の視点から見た類否判断には、あまり意味がないというわけです。

3. 意匠権の「利用」侵害の例

以上述べたように、原則として、意匠が類似していなければ、侵害は成立しません。

しかし、登録意匠に「細部」でなく、全体の美感に影響を与えるような大きな部品を追加すると、意匠の「形態」が類似しなくなる場合があります。

意匠 X が、A という形態からなる場合に、意匠 Y が、A'に B という大きな部品を付け加えると、A と A'が類似していても、A と「A'+B」は全体的に見て非類似となっている場合です。

そのような場合、登録意匠の意匠権者は泣き寝入りしなければならないのでしょうか。

ちなみに、特許権の場合はそのようなことにはなりません。

特許 W の技術的構成要件が C であって、製品 Z の技術的構成要件が C+D であれば、Z は、D の大小にかかわらず、特許 W の技術的構成要件をすべて備えていますから、そのまま直接侵害になります。

しかし、意匠の場合、大きな構成要素を付加すると、全体として形態が非類似になってしまうので、特許と同じように処理するわけにはいかないのです。

そこでは「利用」侵害を認めなければなりません。

新規なデザインの創作を行って意匠登録しても、他人がそれに何か大きな構成要素を付加しただけで侵害を免れるとすれば、意匠権者にとっては不当な不利益となるからです。

第 26 条 意匠権者…は、その登録意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠…を利用するものであるとき…は、業としてその登録意匠の実施をすることができない。

そこで、上記のように規定されています。

なお、登録意匠ですら他人の先願に係る登録意匠を利用することができないのですから、未登録意匠であれば、当然に他人の登録意匠を実施することはできません。

では、「利用」というのはどのような状態をいうのでしょうか。

前提として、意匠同士は非類似です。

いうまでもありませんが、類似ならば直接侵害で処理できるからです。

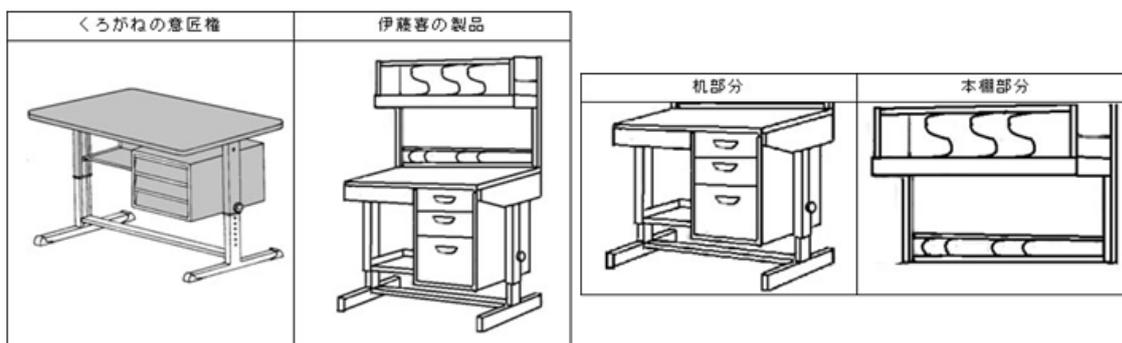
判例では以下のように述べられています。

「意匠の利用」とは、ある意匠がその構成要素中に他の登録意匠又はこれに類似する意匠の全部を、その特徴を破壊することなく、他の構成要素と区別しうる態様において包含し、この部分と他の構成要素との結合により全体としては他の登録意匠とは非類似の一個の意匠をなしているが、この意匠を実施すると必然的に他の登録意匠を実施する関係にある場合をいうものと解する。」

登録意匠と非類似なある意匠が、

- (1) その構成要素中に他の登録意匠又はこれに類似する意匠の全部を、包含し
- (2) その構成要素中に他の登録意匠又はこれに類似する意匠の全部を、その特徴を破壊することなく包含し
- (3) その構成要素中に他の登録意匠又はこれに類似する意匠の全部を、その特徴を破壊することなく、他の構成要素と区別しうる態様において包含し、
- (4) この意匠を実施すると必然的に他の登録意匠を実施する関係にある

という4要件を満たす場合、「ある意匠」は「他の登録意匠」と同一又は類似の意匠を「利用」する関係にある、ということです。



具体的には、上記のような関係となります。

異意匠登録を受けて、意匠権を取得すれば、このような利益を受けることができます。

意匠登録出願をすれば、自動的に審査が開始されます。

審査を通り、登録料を納付すれば、このような権利を取得することができます。

意匠権による、商品やパッケージのデザインの保護の概要は、上記の通りです。

以上